平成２４年（フ）第４７号
岐阜県可児市土田2215番地33、住民票上の住所岐阜県可児市緑ケ丘２丁目61番地
債務者　小林喜二郎
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４９号
岐阜県加茂郡白川町上佐見3457番地　グリーンコーポ尾城山Ｂ－２号
債務者　安江ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４７９号
京都市右京区西院清水町65番地２　ウエストバニヤン303号室
債務者　片岡　　彰
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６８７号
京都市右京区花園大藪町４番地
債務者　眞田　正代
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
兵庫県西宮市里中町１丁目９番８－405号
債務者　本家オランダ館こと　大貫　哲嗣
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７８号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目４番２－302号、前住所兵庫県西宮市津門大塚町１番31－902号
債務者　東郷　達也
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７９号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目４番２－302号、前住所兵庫県西宮市津門大塚町１番31－902号
債務者　東郷眞理子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１５号
奈良市菅原町277番地　グランアミュー205号
債務者　渡邊　　亮
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７１号
奈良県桜井市大字大泉176番地の２
債務者　岡田　圭司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
広島県尾道市因島重井町5242番地１　402号
債務者　吉中　　恵
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
広島県三原市田野浦１丁目14番８号
債務者　仁井　明寛
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
広島県三原市久井町山中野411番地２
債務者　久保　光子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
広島県尾道市美ノ郷町本郷4188番地２
債務者　山本　憲司
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
愛媛県松山市来住町843番地２
債務者　三好　直美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９２号
愛媛県松山市衣山２丁目１番１号　小山ビル501号
債務者　猪口　理香
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
福岡県飯塚市大分2001番地37、前住所福岡県飯塚市明星寺25番地３
債務者　成冨　淑美（旧姓中司）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２３号
福岡県飯塚市大分2001番地37、前住所福岡県飯塚市明星寺25番地３
債務者　成冨　　聡
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部